

平成30年度

松戸市

介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者

公 募 要 項

(訪問型生活支援サービス)

(訪問型困りごとサービス)

平成29年12月

松 戸 市

## 1 公募の趣旨

松戸市では、平成 28 年 3 月より介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型生活支援サービス（以下、「生活支援コース」という。）及び訪問型困りごとサービス（以下、「困りごとコース」という。）をモデル事業として始め、今後の介護人材不足を見据えた人的資源の裾野の拡大や社会貢献に意欲が高い高齢者の活躍の場とし、また、利用者とサービス実施者が互いに刺激し合う介護予防効果を高めた支え合うサービスとして実施しております。

そこで、当該サービスについて、平成 30 年度よりモデル事業から公募事業へ転換することを前提とし、生活支援コースもしくは困りごとコースを実施する事業者等を募集します。

応募にあたっては、介護保険法、老人福祉法、道路運送法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を充分にご理解ご確認いただき、関係部署・機関と打ち合わせをしていただいた上で、ご応募ください。

## 2 公募する事業内容

### (1) 公募事業

事業種別	事業主別	公募数	実施方法
①訪問型生活支援サービス (生活支援コース)	【介護保険制度上】 地域支援事業 (訪問型サービス)	5 事業所程度	事業所指定
②訪問型困りごとサービス (困りごとコース)	【介護保険制度上】 地域支援事業 (訪問型サービス)	4 事業所程度	補助

※1 上記①もしくは②のいずれかのみに応募することも可能です。

※2 上記①及び②を同一法人等が一体的に実施することとして応募した場合は、事業者選考において加点します。

※3 上記②について、車両の使用を伴う付き添い支援サービスを実施することとして応募した場合は、事業者選考において加点します。

※4 上記①の指定期間は 3 年間とする。

### (2) 開設時期

平成 30 年 4 月 1 日に介護保険法に基づく事業所指定、又は市に採択され、事業所を開設すること。なお、困りごとコースにおいて、車両の使用を伴う付き添い支援サービスを実施する場合は、管理者が国土交通省認定福祉有償運送認定運転者資格を有した後より事業を開始すること。

### 3. 事業内容

利用できる人	下記の①と②両方にあてはまる人 ① 介護保険制度上の基本チェックリストで、 <b>事業対象者と特定された人</b> 、または、 <b>介護保険の要支援認定を持っている人</b> で生活支援(身体介護を除く)を必要とする人 ② 地域包括支援センター等ケアマネジャーに相談し、 <b>ケアプランに組み込まれた人</b>	
コース名	生活支援コース	困りごとコース
	介護保険制度(老計10号)の範囲内	介護保険制度の範囲外生活支援コース以外の内容
サービスの内容	掃除(居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、準備・後片づけ)、洗濯(洗濯機または手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥(物干し)、洗濯物の取り入れと収納、アイロンがけ)、一般的な調理、配下膳、後片づけのみ、日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣りの確認を含む)、薬の受け取り等	①家事支援サービス 本人の居室以外の掃除、外回りの掃除、雑草取り、話し相手等(自立支援を阻害しない範囲) ②付き添い支援サービス 医療機関への受診付き添い等(必要に応じて車両を使用した支援の実施が可能)
料金・サービス時間	30分未満 100円(1割負担の場合) 30分以上1時間未満 200円(1割負担の場合) ※30分超過毎に料金が加算(支給限度額の対象) ※1回につき1時間未満の利用が目安で、 最長時間は基本的に2時間未満	1時間 500円程度～ ※実施団体に料金の設定が可能 ※最長時間は、基本的に1回2時間未満です

#### 人員基準

管理者	・1人以上(兼務可) (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	・1人以上(兼務可) ※車両の使用を伴う付き添い支援を実施する場合は、国土交通省認定福祉有償運送認定運転者資格を有すること
サービス実施責任者 (サービスコーディネーター)	・サービス実施責任者1人以上(兼務可) 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 <b>又は一定の研修受講者</b> 】 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	・コーディネーター1人以上(兼務可) 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 <b>又は一定の研修受講者</b> 】 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
サービス実施者	・必要数(兼務可) ※常勤換算方法等による員数の規定は特段定めない 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 <b>又は一定の研修受講者</b> 】	・生活支援コースと同様 ※車両の使用を伴う付き添い支援を実施する場合は、原則国土交通省認定福祉有償運送認定運転者資格を有すること

※1 一定の研修受講者とは、松戸市訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱第3条で定める訪問型生活支援サービス研修修了者をいう。

## サービス利用に関する家族要件

サービス種類		生活支援コース	困りごとコース（生活支援）		困りごとコース（付き添い支援）	
利用形態		定期利用	定期利用	不定期利用	定期利用	不定期利用
ケアマネジメント		ケアマネジメントA		ケアマネジメントC	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
家族要件	同居者はいるが障害、疾病がある場合	実態として同居者が家事できない状況である場合のみ可※1 ○	同居者に病気またはけががあるが、回復の見込みがあるため認定申請を行わない場合、および、認定申請の必要性を感じる状態であるが申請に至らない場合 ○			○
	同居者がいる場合（日中独居含）	実態として同居者が家事できない状況である場合のみ可※2 ○	×	家族が入院や出張等で7日以上不在の場合 ○	病気やけが、仕事で付き添う人がいない場合 ○	○

※1 単に高齢であることや疾病があることのみでは該当しない

※2 日中独居の場合は「サービス利用の必要性」が認められる場合のみ可

### 4. 応募できる事業者の資格要件

- (1) 医療・介護等の事業を運営している法人。ただし、訪問型困りごとサービスについては、高齢者等に対する訪問による生活支援（家事援助）の提供実績（有償・無償問わず）が1年以上ある団体（サービス提供実施者が複数人いること）の応募を可とする。
- (2) 確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。
- (3) 介護保険法第115条の45の5第2項に定める要件に該当しないこと。
- (4) 国税及び市県民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続きを行っている法人又は個人事業主ではないこと。その他、団体の代表者が破産法に基づく、自己破産手続きを行っていないこと。
- (6) 関係者の中に破産者及び禁固刑以上の刑に処された者がいないこと。
- (7) 関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

## 5 応募要件

(1) 事業の実施において、基準は、下記基準その他関係法令に準ずること。

### ①共通

- ▶ 松戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### ②訪問型生活支援サービス（生活支援コース）

- ▶ 松戸市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定の手続きに関する要綱
- ▶ 松戸市訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱

※生活支援コースに係る利用料金及び上記基準要綱別表第1及び別表第2に定める訪問型生活支援サービスに係るサービス事業支給費単位数表については、現在国で検討されている介護報酬改定の内容により、変動の可能性があります。

### ③訪問型困りごとサービス（困りごとコース）

- ▶ 松戸市訪問型困りごとサービスの人員及び運営に関する基準を定める要綱

※困りごとコースにおけるサービス実施者は、住民相互による支え合いの支援を基本とする観点及び高齢者の社会参加を促進していく観点から、松戸市訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱第3条で定める訪問型生活支援サービス実施者の資格を有する地域住民（高齢者等）を活用することに努めなければならない。

※ 困りごとコースにおける車両の使用を伴う付き添い支援サービスを提供する場合、事業開始前までに管理者は国土交通省認定福祉有償運送認定運転者資格を有すること。また、利用者から実費相当（ガソリン代、駐車場料金等）以上の利用料金を徴収等、有償運送を実施する場合は、道路運送法に基づき、松戸市福祉有償運送運営協議会の審議を経て、国土交通省への事業登録を行わなければならない（松戸市健康福祉部地域福祉課に事前協議を行い、事前協議報告書（様式9）を提出すること）。

※ 困りごとコースにおける車両の使用を伴う付き添い支援サービスを提供する事業者は、事故発生時の対応に備え、団体活動保険に加入しなければならない。また、サービス実施者（車両）が任意保険に加入していることを確認しなければならない。

(2) 生活支援コース又は困りごとコースを行う事業者は、事業の実施にあたり、松戸市訪問型生活支援サービスに係るサービス内容、サービス事業支給費の額等及び指定事業者の指定基準を定める要綱第3条で定める訪問型サービス実施者のうち訪問型

生活支援サービス研修修了者の確保に努めなければならない。また、同要綱第3条第5項に定める実務研修を行わなければならない。実務研修内容は、事業者等独自の研修内容の他、衛生管理、秘密保持及び事故発生時の対応等、指定基準を定める要綱第4章第5節「運営に関する基準」の規定を遵守させるための内容を含めるものとする。

(3) 生活支援コース又は困りごとコースを実施する事業所の管理者及びサービス実施責任者（サービスコーディネーター）は、松戸市が実施する基本研修（実施時期は未定）を受講すること。

(4) 消防法に基づく消防設備等が未整備の場合は、事業開始までに整備を実施すること。

(5) 介護保険事業を実施している事業所等を活用して実施する場合、現在実施している当該事業の指定権者等に応募する事業を実施することが可能であるか、確認をすること。

(6) 事業所用地・建物の要件

現在、介護保険事業等を実施している事業所等を活用して実施することを想定しているが、新たに既存の用地・建物・建物の一室を売買又は賃貸借して実施する場合、下記（ア）から（エ）の要件を満たしていること。

(ア) 新たに用地・建物・建物の一室を売買において取得し、事業を実施する予定であり、自己所有地が確保されていない場合は、土地取得の見込が担保されていることを証明する書類（土地・建物・建物の一室の売買契約確約書等）を提出すること。なお、この場合においては、資金計画書も提出すること。

(イ) 新たに用地・建物・建物の一室を賃貸借により事業を実施する予定の場合は、当該事業の存続に必要な期間（3年間程度）の賃借権及び賃借料を設定する見込みを証する書類（土地・建物・建物の一室の賃貸借契約確約書）を提出すること。

(ウ) 新たに用地・建物・建物の一室の売買又は賃貸借する予定の場合は、契約相手方（オーナー）から市長に対し、事業実施に協力することを証する書類（事業実施継続協力誓約書）を提出すること。

(エ) 既に用地・建物・建物の一室を所有又は借用している場所で事業を実施する予定である場合は、それを証明する書類（土地・建物の登記簿、土地・建物・建物の一室の売買契約書の写し）を提出すること。

**※介護保険事業等を実施している事業所等を活用する場合であっても上記（エ）の証明する書類を提出すること。**

## 6 応募手続

### (1) 公募説明会について

①開催日時：平成29年12月20日（水）午前10時から12時まで

開催場所：松戸市衛生会館 3階 大会議室

②参加申込方法：市ホームページで「公募説明会参加申込票」をダウンロードし、介護制度改革課へ電子メール（E-mail：mckgk3@city.matsudo.chiba.jp）で送付してください。

③参加申込期限：平成29年12月18日（月）午後5時

### (2) 事前申込連絡票の提出について

応募するにあたっては、必ず事前申込連絡票を提出してください。

①提出期限：平成30年1月12日（金）午後5時〔必着〕

②事前申込連絡票（所定の様式）を、後述の連絡先へ電子メールで送信すること。いただいたメールについては、受信したことをお知らせするメールを返信します。翌開庁日までに返信がない場合は、電話で問い合わせすること。

③事前申込連絡票を提出後に辞退する場合は、松戸市指定の「辞退届出書」を速やかに提出すること。

### (3) 質問の受付及び回答について

応募事業者（公募説明会に参加もしくは事前申込連絡票を提出した事業者のみ）からの公募に関する質問を、電子メールにより受け付けます。

①受付期限：平成30年1月15日（月）午後5時〔必着〕

（締め切り以降の相談等は、公平性を期するため受け付けません。）

②提出先：松戸市福祉長寿部介護制度改革課（E-mail：mckgk3@city.matsudo.chiba.jp）

③所定の質問票を必ず使用してください。電話やFAX、窓口での口頭での質問は受け付けません。

④受け付けた質問に対する回答は、質問票提出者に電子メールで回答するとともに、応募予定の全事業者に周知する必要がある場合は、全事業者へ電子メールにてお知らせします。また、市ホームページにも掲載いたしますので、随時確認すること。

⑤応募状況や他の応募者に関する情報並びに法令等により確認できる事項については、回答いたしません。

### (4) 応募書類の提出方法について

①応募する事業者は、様式1「松戸市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業計画提案書」に提出書類を添えて提出してください。

②提出書類は、別紙1「提出書類一覧」のとおりです。

③提出日時：平成30年1月23日（火）から平成30年1月29日（月）までの間の市が指定した日時

④提出場所：松戸市根本387番地の5

松戸市役所新館9階 介護制度改革課

⑤提出日時については、事前申込連絡票受領通知にて指定します。

⑥提出書類の内容等に不備が認められた場合は受理できない場合がありますので、内容・必要部数等に十分注意のうえ、提出してください。

⑦提出締め切り後における提出書類の変更および追加は、公平性の観点から一切認めません。ただし、本市の指示により書類の修正・追加する場合があります。

⑧提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

#### (5) 提出書類の調製方法について

①提出書類は、原則A4判で作成してください。正本1部・副本7部を提出してください。なお、副本は正本の写しとしてください。

②図面はA3判とし、A4サイズに折り込んで（Z折り）ください。

③文字の大きさは、明朝体11ポイントを基準とします。なお、表題や強調のため、フォント等を変更することは可とします。

④契約書類など応募書類の正本に原本の写しを提出する場合には、必ず代表者名で原本証明をしてください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。			
平成	年	月	日
法人名	〇〇〇〇		
代表者	〇〇	〇〇	実印

⑤必ず1冊のA4紙ファイルに調製し、ファイルの表紙、背表紙に公募名、整備年度、圏域名及び法人名（団体にあつては団体の名称）を表示してください。

（圏域名は別紙2「松戸市日常生活圏域一覧」参照）

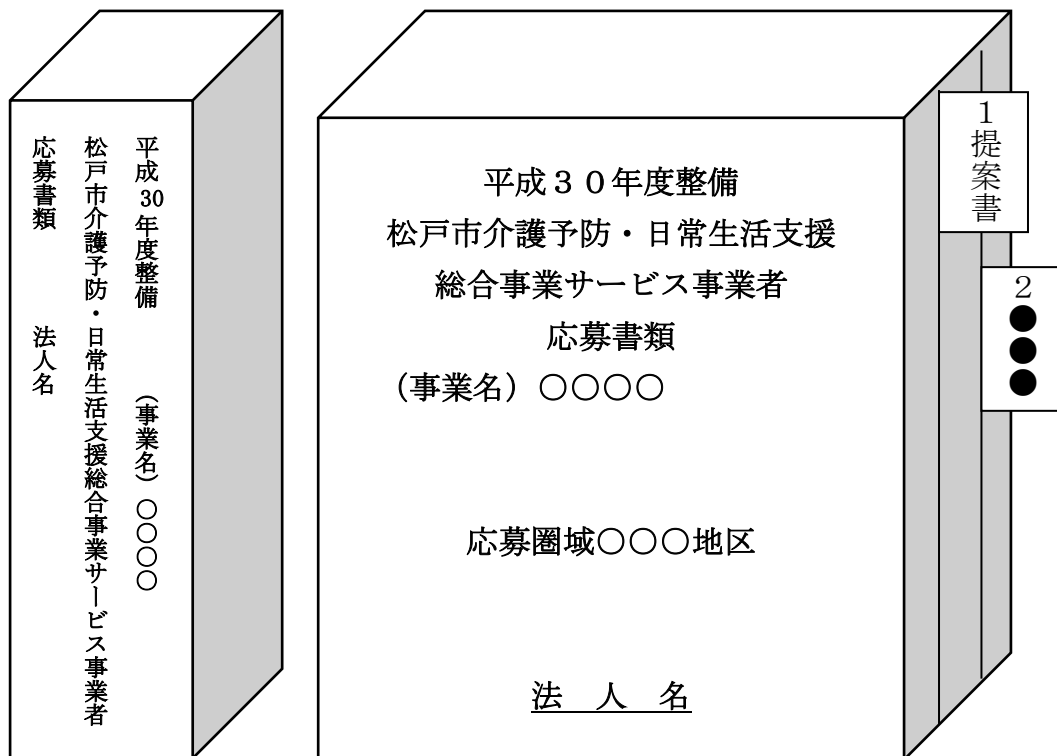
平成30年度松戸市介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者  
応募書類（事業名）

⑥応募書類の先頭ページに全体の目次（項目、ページ番号）を付けてください。

⑦書類ごとに合紙（無地の紙）を挟み、インデックスをつけてください（番号のみの表示は不可。番号と文字表記は「提出書類一覧」の「提出資料名」とすること）。

⑧表紙及び合紙（無地の紙）以外の用紙には、右下に通しのページ番号をつけてください。





## 7 応募に際しての留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 事業者の選考の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は事業者が負担することとなります。
- (3) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、松戸市が責任を負うものではありません。
- (4) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (5) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 市長は、選考された事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるとともに、次回の応募資格を失うものとします。  
なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (9) 事業候補者として選考された後に事業者の責めに帰すべき理由により辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すことになるため、原則として次回の応募資格を失うものとします。
- (10) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。

## 8 事業候補者の選考方法等

(1) 事業候補者の選考は、審査のうえ市長が決定します。

\* 事業者の応募がない場合又は事業候補者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがあります。

\* 事業候補者が決定された後に辞退した場合は、次点の事業者を繰り上げて決定する場合があります。

\* 事業候補者と次点の事業者の得点差が著しく大きい場合は原則として、繰り上げる次点候補者を指定しません。

(2) 審査方法は、書類審査により行います。

(3) 審査の視点について

### ①審査の観点

- ・ 事業者によって提供されるサービスが、松戸市が推進する介護予防・日常生活支援総合事業に資するものであり、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことを効果的に支援できるサービスであるかどうか。
- ・ 各サービスの趣旨や目的を十分に理解しているかどうか。
- ・ サービスの安定的・継続的な実施が図られるかどうか。
- ・ 少子高齢化の進展により、働き手である生産年齢人口の継続的な減少による介護人材不足に対応するための人的資源の裾野の拡大が図られるかどうか。
- ・ 法令順守や安全性の確保が図られるかどうか。

### ②審査の内容

- ・ 提案、応募の動機
- ・ 理念、基本方針
- ・ 法人等運営の安定性
- ・ 立地条件、建築物の構造等
- ・ 用地、建物の所有状況（賃貸借の場合は契約相手方の事業実施協力誓約内容）
- ・ 資金計画
- ・ 利用者等の保護等
- ・ 利用者の決定
- ・ 医療、福祉との連携
- ・ 防災対策等
- ・ 衛生管理
- ・ 苦情処理
- ・ 事故防止、安全対策等
- ・ 生きがいづくり
- ・ 従業員（従事者）の雇用（確保）育成方針
- ・ 事業実施予定地の選定理由
- ・ 併設提案（生活支援コース及び困りごとコースの双方に応募）の理由

(4) 選考結果の通知について

選考結果については、平成29年2月中旬(予定)に全ての応募者に発送します(電話等での問合せには応じません)。

(5) 事業候補者の公表等

事業候補者選考後、応募状況及び選考した事業者名、事業実施予定地等を市のホームページで公表します。また、事業候補者(次点含む)以外の事業者については、応募事業者を特定できる情報は公表しません。

なお、審査内容や得点、順位等に対する問合せ、異議等については応じません。

## 9 禁止事項、欠格事項等

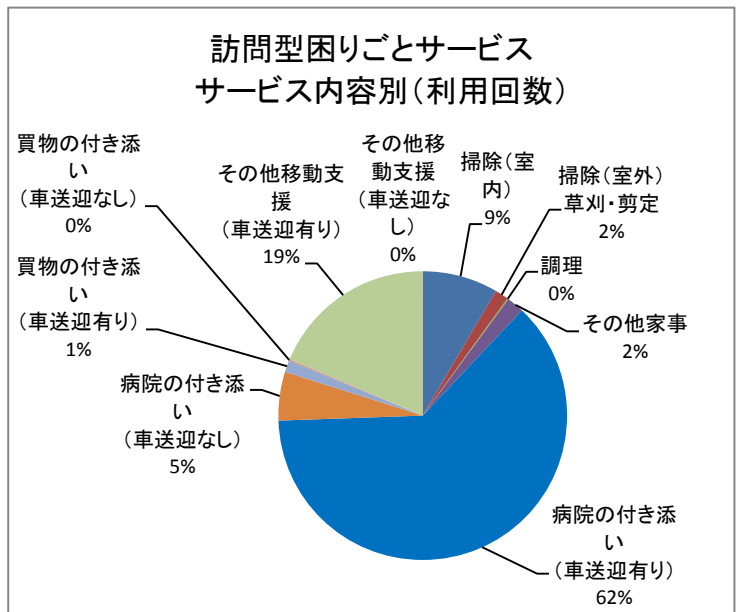
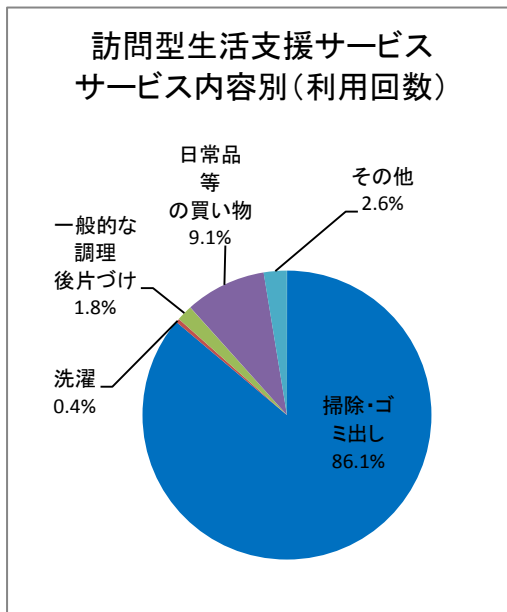
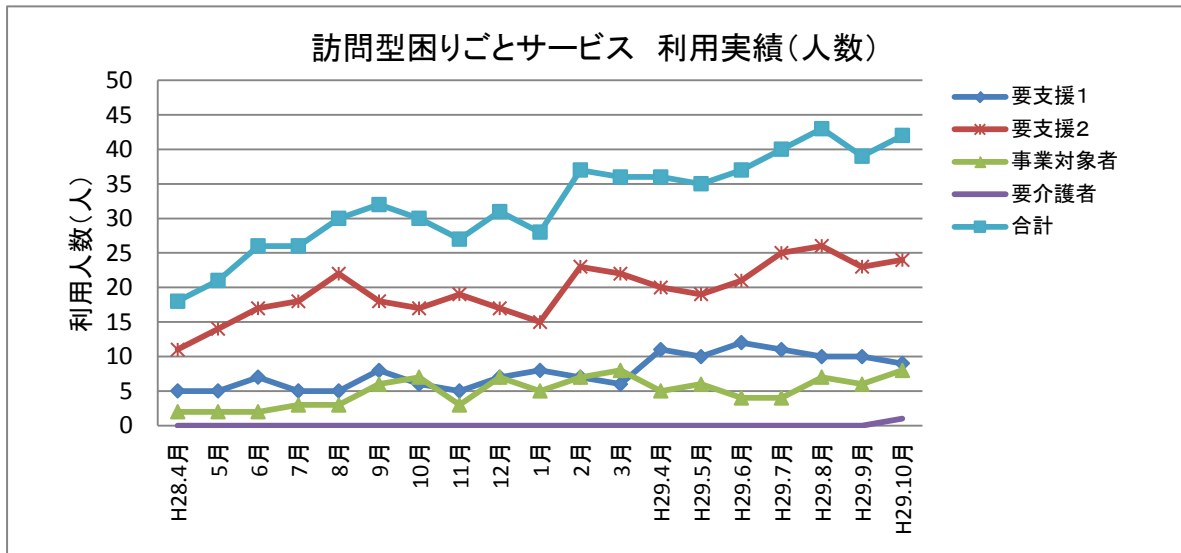
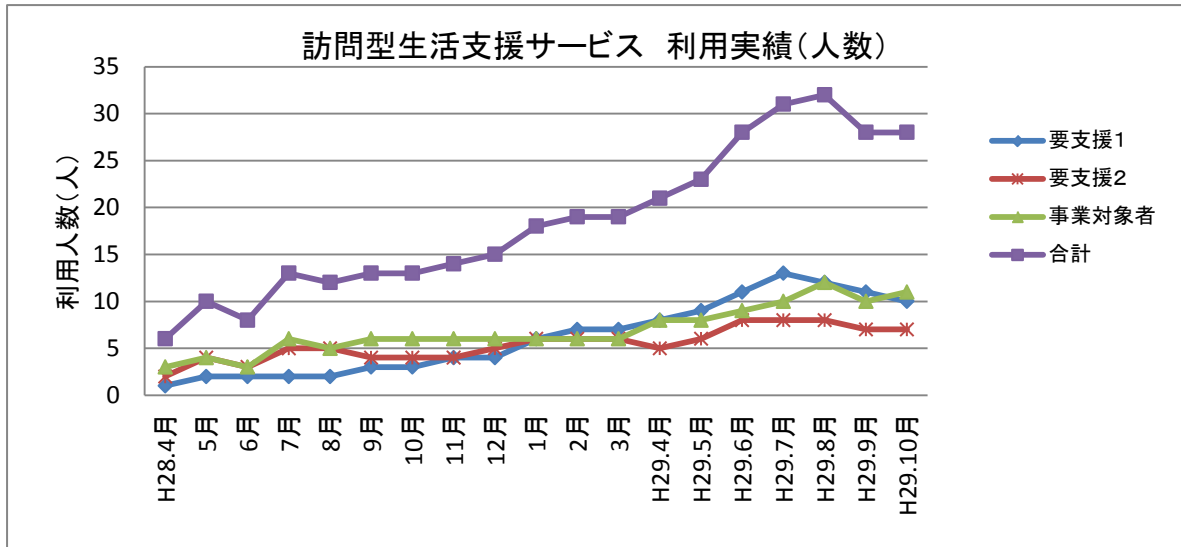
(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、応募資格がないと認めた法人、団体の場合。
- ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ③ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 施設建築に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 計画地、本公募要項の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合。

## 10. サービス実績 (参考)



## 11. 訪問型困りごとサービス補助金

補助金については、「松戸市訪問型困りごとサービス開設等準備支援事業補助金交付要綱」及び「松戸市訪問型困りごとサービス運営費補助金交付要綱」により、予算の範囲内において交付します。なお、平成29年度の補助金額は下記のとおりです。

### (1) 開設等準備支援事業補助金

事業種別	補助金額	用途
①訪問型困りごとサービス (困りごとコース)	30万円	需用費、役務費、備品購入費、 工事請負費等
②訪問型困りごとサービス (困りごとコース) 付き添い支援あり	40万円	需用費、役務費、備品購入費、 工事請負費等

※1モデル事業実施期間中に既に上記補助金の交付を受けている場合は対象外とします。

※2車両の使用を伴う付き添い支援を実施する場合のみ①に10万円を加算する。

### (2) 運営費補助金

事業種別	補助金額	用途
訪問型困りごとサービス (困りごとコース) 共通	基本額 月50,000円 ただし、サービス実施時間数により、下記金額 を加算していく。	需用費、役務費、 備品購入費、使用 料及び賃借料、人 件費(※1)等
	50時間超過～100時間以下 12,500円	
	100時間超過～150時間以下 25,000円	
	150時間超過～200時間以下 50,000円	
	200時間超過～300時間以下 100,000円	
	300時間超過～400時間以下 150,000円	
	400時間超過～500時間以下 200,000円	
	以降100時間超過毎に50,000円増額	

※1 上記補助金は、間接経費に対する補助金であるため、サービス実施者謝礼金(人件費)に使用することはできない(サービスコーディネーターに係る人件費は可)。

## 1 2 決定までのスケジュール

- ・説明会参加申込票提出期限 平成29年12月18日（月）午後5時
- ・公募説明会 平成29年12月20日（水）午前10時から
- ・事前申込連絡票提出期限 平成30年1月12日（金）午後5時〔必着〕
- ・質問の受付期限 平成30年1月15日（月）午後5時〔必着〕  
※質問は、説明会に参加もしくは事前申込連絡票を提出した後、質問票を電子メールにて送信されたもののみ受け付けます。
- ・応募書類提出 平成30年1月23日（火）から  
平成30年1月29日（月）までの間の市が指定した日時
- ・審査結果通知の発送日 平成30年2月中旬予定

## 1 3 応募書類提出及び問合せ先

松戸市福祉長寿部介護制度改革課

松戸市根本387番地の5

電話 047-366-4101

FAX 047-366-4102

E-mail [mckgk3@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckgk3@city.matsudo.chiba.jp)

担当： 中村・高橋